

27高障求納発第81号
平成27年12月10日

公益社団法人
全日本病院協会 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部長

障害者雇用納付金制度事務説明会の開催に係る周知のお願い

日頃より障害者の雇用促進と職業の安定にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年の障害者に係る雇用情勢を鑑み、平成20年12月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」）についても対象事業主の適用拡大等が段階的に施行されているところでありますが、貴団体におかれましては会員企業等の周知にご協力を賜り、改めて御礼申し上げる次第です。

当機構では、納付金制度が適用される事業主の皆様を対象に、申告・申請手続を適正かつ円滑に行っていただくための説明会を平成28年1月下旬より全国で開催いたします。

制度対象となることが見込まれる事業主の方々へは、必要な手続を法定の期間内に確実に行っていただく一助としてご参加いただくよう、当機構より案内状をお送りすることとしておりますが、貴団体におかれましては、当機構ホームページに掲載する説明会開催情報について貴団体ホームページ、メールマガジン等に転載（リンク）していただくなど、会員企業等の皆様に対する周知に遺漏がないよう、ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

※ 説明会開催情報掲載にご活用いただける原稿を参考まで添付いたします。

(注) 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。27年4月施行の改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成28年4月開始となります。

平成28年度申告・申請のための障害者雇用納付金制度事務説明会 開催のお知らせ

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が
納付金制度の対象となりました

適用対象になると

平成28年4月から、前年度（平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで）の
雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度（27年4月～28年3月）の途中で事業廃止した場合（吸収合併等含む）は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

<障害者雇用納付金制度事務説明会について>

納付金制度が適用となる事業主の皆様を対象に、申告・申請手続を適正、円滑に行っていただくための説明会を平成28年1月下旬より全国で開催します。

平成28年度に初めて申告・申請の手続を行う企業の担当者の方はもちろんのこと、手続のご経験がある企業の担当者の方におかれましても、ぜひ参加していただきますようお願いいたします！

- ・ 従来から申告・申請を行っている事業主向けのものに加え、初めて申告・申請手続きをされる事業主向けの説明会を開催し、きめ細やかな説明を行います。
- ・ 申告・申請書の記入のための説明書に沿って、事業主の皆様が行う作業手順等が具体的に分かるようにご説明します。

★参加申し込み方法等の詳細については、高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
(<http://www.jeed.or.jp/>) メニュー「障害者の雇用支援」>「障害者雇用納付金」>
「平成28年度申告・申請のための障害者雇用納付金制度事務説明会開催のお知らせ」
若しくは http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/kyufukin_setsumeikai.html
(リンク先ページ) をご覧ください。